

上田市地域防災計画 風水害対策編

新旧対照表

令和3年3月

頁	新	旧	修正理由・備考																
2	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的 この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成22年夏季の豪雨災害、令和元年東日本台風災害をはじめとした過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的 この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成22年夏季の豪雨災害をはじめとした過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p>	長野県地域防災計画に合わせて修正（令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正）																
5	<p>第2節 防災の基本方針</p> <p>3 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。</p>	<p>第2節 防災の基本方針</p> <p>3 市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）																
10	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 長野支社（上田駅）</td> <td>(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道(株) （関東支社長野支店）</td> <td>災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド(株)</td> <td>(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東日本旅客鉄道(株) 長野支社（上田駅）	(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関すること	日本貨物鉄道(株) （関東支社長野支店）	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること	中部電力パワーグリッド(株)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 長野支社（上田駅）</td> <td>(1) 鉄道施設の地震防災に関すること (2) 地震災害時における避難者の輸送に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道(株) （関東支社長野支店）</td> <td>地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>中部電力(株)</td> <td>(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東日本旅客鉄道(株) 長野支社（上田駅）	(1) 鉄道施設の 地震 防災に関すること (2) 地震 災害時における避難者の輸送に関すること	日本貨物鉄道(株) （関東支社長野支店）	地震 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること	中部電力(株)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること	長野県地域防災計画に合わせて修正（災害種別の記載を変更、事業者名を修正）
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
東日本旅客鉄道(株) 長野支社（上田駅）	(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関すること																		
日本貨物鉄道(株) （関東支社長野支店）	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること																		
中部電力パワーグリッド(株)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
東日本旅客鉄道(株) 長野支社（上田駅）	(1) 鉄道施設の 地震 防災に関すること (2) 地震 災害時における避難者の輸送に関すること																		
日本貨物鉄道(株) （関東支社長野支店）	地震 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること																		
中部電力(株)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること																		
11	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（社福）長野県社会福祉協議会</td> <td>(1) 災害ボランティアに関すること (2) 災害派遣福祉チームに関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	（社福）長野県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること (2) 災害派遣福祉チーム に関すること	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（社福）長野県社会福祉協議会</td> <td>災害ボランティアに関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	（社福）長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること	長野県地域防災計画に合わせて修正（県が平成31年2月に官民協働によるネットワークを立ち上げ災害派遣福祉チーム派遣に関する協定を締結したため）								
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
（社福）長野県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること (2) 災害派遣福祉チーム に関すること																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
（社福）長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること																		

頁	新	旧	修正理由・備考																		
20	<p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的な推進等風水害に強い上田市を形成する。</p> <p>2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。</p> <p><u>3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。</u></p>	<p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的な推進等風水害に強い上田市を形成する。</p> <p>2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>（新設）</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（流域治水に関する取組みの追加）</p>																		
21	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちづくり</p> <p>(ケ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び<u>土砂災害警戒区域箇所</u>等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちづくり</p> <p>(ケ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び<u>土砂災害危険箇所</u>等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>																		
23	<p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>ウ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>エ <u>防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>オ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>カ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>キ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>（別記）<u>防災機能を有する道の駅一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">道の駅名称</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th rowspan="2">整備手法</th> <th colspan="2">防災機能</th> <th rowspan="2">駐車場 面積(m²)</th> </tr> <tr> <th>活動拠点※</th> <th>ハット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>上田市小泉字塩田 川原575番地2</td> <td>上田 道の川の 駅</td> <td>(国)18号</td> <td>一体型(国)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>7,800 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>活動拠点の役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の活動拠点 緊急交通確保のための応急復旧活動拠点・放置車両等の移動先等 	No.	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	防災機能		駐車場 面積(m ²)	活動拠点※	ハット	1	上田市小泉字塩田 川原575番地2	上田 道の川の 駅	(国)18号	一体型(国)	○	○	7,800 m ²	<p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>ウ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正・追加）</p>
No.	所在地						道の駅名称	路線名		整備手法	防災機能		駐車場 面積(m ²)								
		活動拠点※	ハット																		
1	上田市小泉字塩田 川原575番地2	上田 道の川の 駅	(国)18号	一体型(国)	○	○	7,800 m ²														

頁	新	旧	修正理由・備考
24	<p align="center">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容 2 避難誘導体制の整備 (7)市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報の危険度分布等により</u>具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p>	<p align="center">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容 2 避難誘導体制の整備 (7)市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>同様に</u>具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
25	<p>3 災害未然防止活動 <u>(1)県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u> <u>(2)河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下の体制の整備を行うものとする。</u> <u>ア</u> 所管施設の緊急点検体制の整備 <u>イ</u> 応急復旧のための体制の整備 <u>ウ</u> 防災用資機材の備蓄 <u>エ</u> 水防活動体制の整備（水防管理者） <u>オ</u> ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者） <u>カ</u> 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備 <u>(3)水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。</u></p>	<p>3 災害未然防止活動 (新設) <u>各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。</u> 水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。 (1) 所管施設の緊急点検体制の整備 (2) 応急復旧のための体制の整備 (3) 防災用資機材の備蓄 (4) 水防活動体制の整備（水防管理者） (5) ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者） (6) 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（令和元年度から導入された物資調達・輸送調整等支援システムについて、災害時の対応が円滑に進むよう、災害発生前からの積極的な活用について記載、施設の管理者を明確化）</p>
26	<p align="center">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1)被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、<u>目標時間</u>等を定めておくものとする。</p>	<p align="center">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1)被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
28	<p align="center">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (4)応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。 <u>(5)発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p align="center">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (4)応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。 (新設)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
30	<p align="center">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>(2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。</p> <p><u>(3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</u></p> <p>(4) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p><u>(5) 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p>	<p align="center">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>(2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (令和元年東日本台風災害の振り返りによる修正)</p>
31	<p>6 広域活動拠点の確保</p> <p>(3) 関係機関は、選定された拠点や周囲のアクセス道路等についてリストをもとに、あらかじめ状況を把握する。</p> <p><u>(4) 市町村は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。</u></p> <p><u>(5) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u></p>	<p>6 広域活動拠点の確保</p> <p>(3) 関係機関は、選定された拠点や周囲のアクセス道路等についてリストをもとに、あらかじめ状況を把握する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (県広域受援計画に合わせて修正)</p>
34	<p align="center">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システム(E.M.I.S)の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p align="center">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (正式名称に変更)</p>
35	<p align="center">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともにその近代化を促進するものとする。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。</p> <p>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</p>	<p align="center">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともにその近代化を促進するものとする。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。</p> <p>また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
41	<p align="center">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。<u>居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間(概ね4時間以上)の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。</p>	<p align="center">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(令和元年東日本台風災害対応を振り返り、医療的ケア児等への対応を追加)</p>
42	<p>2 在宅者支援</p> <p>(3) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等)車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> <p><u>(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備</u></p> <p>県及び市町村は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p> <p>(5) 緊急通報装置等の整備</p> <p>市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。</p> <p>(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p> <p>(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>(8) 支援協力体制の整備</p> <p>市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>2 在宅者支援</p> <p>(3) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等)車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 緊急通報装置等の整備</p> <p>市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。</p> <p>(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>(7) 支援協力体制の整備</p> <p>市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(県が平成31年2月に官民協働によるネットワークを立ち上げ災害派遣福祉チーム派遣に関する協定を締結したことに伴う修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
44	<p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(8) 要配慮者利用施設が実施する対策</p> <p>エ 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくは施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。</p> <p>また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>オ ホテル・旅館等の確保</p> <p>市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に勤めるものとする。</p> <p>カ 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。</p> <p>また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれ関係機関等と調整するものとする。</p> <p>キ 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全の確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じ防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資器材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。</p> <p>ク 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(8) 要配慮者利用施設が実施する対策</p> <p>エ 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。</p> <p>また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>(新設)</p> <p>オ 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。</p> <p>また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれ関係機関等と調整するものとする。</p> <p>カ 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全の確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じ防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資器材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。</p> <p>キ 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の整理、要配慮者への新型コロナウィルス感染症対策として、ホテル旅館の活用について追加)</p>
46	<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。<u>この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び非常用通信設備</u>の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。<u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(3) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
49	<p align="center">第11節 避難収容活動計画</p> <p>第1 基本方針 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p><u>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u></p> <p><u>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により防災に備えるものとする。</u></p>	<p align="center">第11節 避難収容活動計画</p> <p>第1 基本方針 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえた修正）</p>
51	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(4) 帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(4) 帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（令和元年東日本台風における他都県での課題を踏まえた国の防災基本計画の反映）</p>
51	<p>(5) 住民が実施する計画</p> <p>ア 家族が慌てず行動できるよう次のことを話し合い家族内の役割分担を決めておくものとする。</p> <p>(ア) 家の中のどこが安全か (イ) 救急医薬品や火気などの点検 (ウ) 幼児や高齢者の避難の確認 (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認 (オ) 避難するとき誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか (カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所の確認 (キ) 昼と夜の場合の家族の分担 イ 防災訓練に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。</p> <p>ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出すことができるように備えておく。</p> <p><u>(6) 県及び市町村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(5) 住民が実施する計画</p> <p>ア 家族が慌てず行動できるよう次のことを話し合い家族内の役割分担を決めておくものとする。</p> <p>(ア) 家の中のどこが安全か (イ) 救急医薬品や火気などの点検 (ウ) 幼児や高齢者の避難の確認 (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認 (オ) 避難するとき誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか (カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所の確認 (キ) 昼と夜の場合の家族の分担 イ 防災訓練に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。</p> <p>ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出すことができるように備えておく。</p> <p>(新設)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（住民の避難行動を促す情報発信・伝達のあり方検討会の議論を踏まえ、率先安全避難者を位置付ける。また、流域治水プロジェクトにおける取組について記載）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
53	<p>3 避難所の確保</p> <p>(4) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、<u>冷暖房</u>等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>- 中略 -</p> <p>(6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。<u>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</u></p> <p>(7) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>- 中略 -</p> <p>(11)「<u>長野県避難所運営マニュアル策定指針</u>」(令和2年7月改定)、<u>長野県避難所TKBスタンダード</u>等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(12) 市が指定避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等に努めるものとする。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(4) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>- 中略 -</p> <p>(6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>(7) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>- 中略 -</p> <p>(11)「<u>避難所マニュアル策定指針</u>」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(12) 市が指定避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正(令和元年東日本台風災害を踏まえた文言の追加、避難所の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な事項の追加)</p>
56	<p><u>6 在宅避難者等の支援</u></p> <p><u>(1) 現状及び課題</u></p> <p>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p><u>ア 在宅避難者(被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>イ 親戚宅等避難者(親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。)</u></p> <p>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p><u>(2) 実施計画</u></p> <p>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(令和元年東日本台風において、在宅避難者の状況把握に時間を要したことが課題であったことを踏まえた修正)</p>
59	<p style="text-align: center;">第13節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 防災行政無線や衛星通信等災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 防災行政無線や衛星携帯電話等災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の修正)</p>
61	<p style="text-align: center;">第14節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、態勢の整備に努める。<u>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第14節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、態勢の整備に努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
67	<p align="center">第18節 電気施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 <u>県、市町村、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。</u></p>	<p align="center">第18節 電気施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 <u>電力会社との連携を図るものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
71	<p align="center">第22節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 1 緊急時のための通信確保 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。 また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。 <u>この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p>	<p align="center">第22節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 1 緊急時のための通信確保 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。 また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
71	<p>2 市防災行政無線通信施設災害予防 住民への周知として、メール配信やケーブルテレビ等への多様な配信手段を整備すると共に、防災、生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える防災行政無線や衛星携帯電話等の整備を図る。また、<u>IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り</u>、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。</p>	<p>2 市防災行政無線通信施設災害予防 住民への周知として、メール配信やケーブルテレビ等への多様な配信手段を整備すると共に、防災、生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える防災行政無線や衛星携帯電話等の整備を図る。また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
75	<p align="center">第24節 災害広報計画</p> <p>第3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 （削除） （7）被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。 （8）日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。</p>	<p align="center">第24節 災害広報計画</p> <p>第3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 （7）<u>被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。</u> （8）（7）のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。 （9）日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（長野県大規模災害ラジオ放送協議会の解散に伴う修正）</p>
79	<p align="center">第25節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 6 土砂災害警戒区域の対策 （2）土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進</p>	<p align="center">第25節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 6 土砂災害警戒区域の対策 （2）土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
82	<p align="center">第28節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 3 危険防止のための事前規制 （1）道路管理者並びに警察等は、<u>あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u></p>	<p align="center">第28節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 3 危険防止のための事前規制 （1）道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、<u>道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
84	<p>第30節 ため池災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。 1 緊急時の迅速な避難行動につながる対策 ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。 2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策 農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、豪雨対策を推進する。</p>	<p>第30節 ため池災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。 また、防災重点ため池 等、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。 防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水量10万㎡以上のため池下流に人家欠公共施設等が存在し、市が指定したため池</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（県の防災重点ため池の再選定に伴う修正）</p>
84	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</p> <p>2 ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 ため池の諸元、施設の構造及び下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</p> <p>2 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（長野県ため池整備計画の制定に伴う修正）</p>
85	<p>第31節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画 農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第31節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（組織改正に伴う修正）</p>
88	<p>第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動 (2) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、災害ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。 なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。 また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 ア 浸水想定区域については次の事項を記載したマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないが住民等に確認を促すように努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。 - 中略 - (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。 - 中略 - (9) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。 また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p>	<p>第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動 (2) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、災害ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。 ア 浸水想定区域については次の事項を記載したマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。 - 中略 - (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。 - 中略 - (9) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。 また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（令和元年東日本台風の教訓を踏まえ県民が「自らの命は自ら守る」を実施できるように逃げ遅れゼロプロジェクトの取組について記載、県民一人ひとりが適切な行動をとり自らの命は自ら守れるよう、マイ・タイムラインの普及について市町村の役割を記載する）</p>
93	<p>第35節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針 災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。 また、災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。 なお、災害復旧用資材の供給体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。</p>	<p>第35節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針 災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。 また、災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。 なお、災害復旧用資材の供給体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>

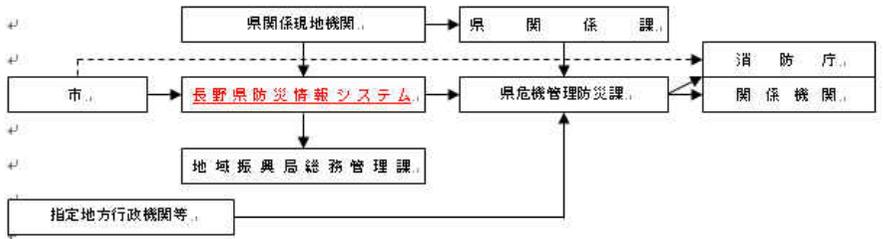
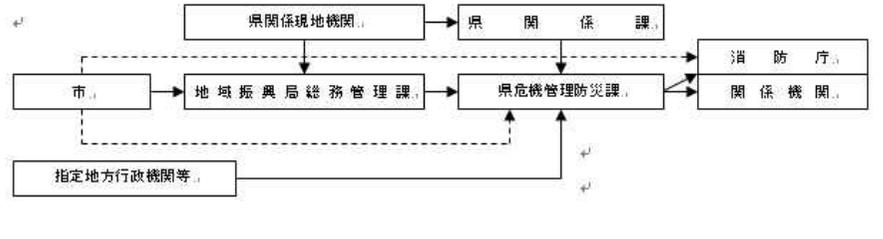
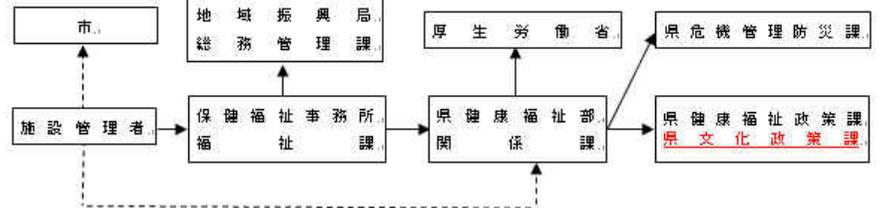
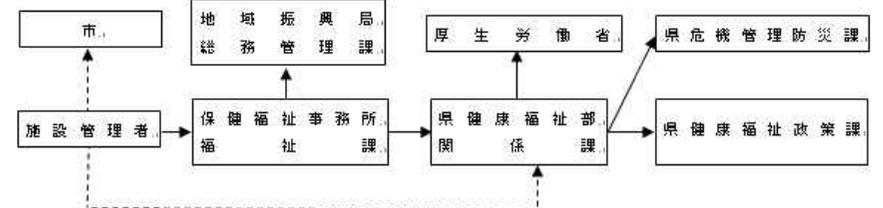
頁	新	旧	修正理由・備考
93	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1)地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする</p> <p>(2)大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1)地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする</p> <p>(2)大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>
99	<p>第37節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 企業が実施する計画</p> <p>(5)豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第37節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 企業が実施する計画</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加)</p>
100	<p>第38節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 ボランティアの事前登録を、市災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備を推進する。</p> <p>3 ボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。</p>	<p>第38節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 ボランティアの事前登録を、市社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。</p> <p>3 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (表記の統一)</p>
100	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 ボランティアの事前登録</p> <p>多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。</p> <p>市社会福祉協議会は、災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 ボランティアの事前登録</p> <p>多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。</p> <p>市社会福祉協議会は、災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (対象者の明確化)</p>
100	<p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p>行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p>	<p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p>行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (表記の統一、文言の追加)</p>
101	<p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>市及び県は、ボランティア関係団体、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p>	<p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>市及び県は、ボランティアグループ・団体、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やNPO・ボランティア等の活動調整を行う組織)相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>
101	<p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>市、市社会福祉協議会及び県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p>	<p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>市、市社会福祉協議会及び県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (表記の統一)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
113	第1節 災害直前活動	第1節 災害直前活動	大雨・洪水警報の基準値変更
第3 活動の内容	4 警報等の種類及び発表基準 警報・注意報発表基準一覧表（上田地域）	第3 活動の内容	
	（令和2年8月6日現在）	（平成29年7月7日現在）	
発表官署	長野地方気象台	長野地方気象台	
府県予報区	長野県	長野県	
一次細分区域	中部	中部	
大雨（浸水害）	表面雨量指数基準□9	表面雨量指数基準□9	
大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準□85	土壌雨量指数基準□86	
警報	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=16.7、室賀川流域=9.3、 阿鳥川流域=4.8、産川流域=11.5、 湯川流域=8.9、尾根川流域=4.1、 矢出沢川流域=7.8、神川流域=19.6、 大沢川流域=5、洗馬川流域=13.6、 傍陽川流域=7.7、角間川流域=5.7、 瀬沢川流域=3.6、依田川流域=29.3、 内村川流域=13.2、武石川流域=14.6
		複合基準□※1	湯川流域=(5,6.2)、 矢出沢川流域=(5,7.1)
		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
		17m/8	17m/8
暴風雪（平均風速）	17m/8-雪を伴う	17m/8-雪を伴う	
大雪（24時間降雪の深さ）	管平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 管平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	管平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 管平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																								
114	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 215 394 263">大雨</td> <td data-bbox="400 199 1034 263">表面雨量指数基準□5</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="400 236 1034 263">土壌雨量指数基準□64</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 268 394 459">流域雨量指数基準</td> <td data-bbox="400 268 1034 459">浦野川流域=13.3、室賀川流域=6.5、阿烏川流域=3.8、産川流域=9.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.2、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.8、大沢川流域=4、洗馬川流域=10.8、傍陽川流域=5.8、角間川流域=4.5、瀬沢川流域=2.8、依田川流域=23.4、内村川流域=10.5、武石川流域=11.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 464 394 592">洪水</td> <td data-bbox="400 464 1034 592">複合基準□※1 室賀川流域=(5,5.9)、産川流域=(5,8.5)、湯川流域=(5,4.4)、屋根川流域=(5,2.8)、矢出沢川流域=(5,6.3)、傍陽川流域=(5,3.5)、千曲川流域=(5,42.8)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="400 596 1034 687">指定河川洪水予報による基準 千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 692 394 730">強風(平均風速)</td> <td data-bbox="400 692 1034 730">13m/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 735 394 774">風雪(平均風速)</td> <td data-bbox="400 735 1034 774">13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 778 394 817">大雪(24時間降雪の深さ)</td> <td data-bbox="400 778 1034 817">菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 821 394 860">雷</td> <td data-bbox="400 821 1034 860">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 865 394 903">融雪</td> <td data-bbox="400 865 1034 903">1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 908 394 946">濃霧(視程)</td> <td data-bbox="400 908 1034 946">100m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 951 394 989">乾燥</td> <td data-bbox="400 951 1034 989">最小湿度20%で実効湿度55%※</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 994 394 1074">なだれ</td> <td data-bbox="400 994 1034 1074">1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1078 394 1158">低温</td> <td data-bbox="400 1078 1034 1158">夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1163 394 1201">霜</td> <td data-bbox="400 1163 1034 1201">早霜・晩霜期に最低気温2℃以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1206 394 1244">着氷</td> <td data-bbox="400 1206 1034 1244">著しい着氷が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1249 394 1287">着雪</td> <td data-bbox="400 1249 1034 1287">著しい着雪が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1292 394 1331">記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td data-bbox="400 1292 1034 1331">100mm</td> </tr> </table>	大雨	表面雨量指数基準□5		土壌雨量指数基準□64	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.3、室賀川流域=6.5、阿烏川流域=3.8、産川流域=9.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.2、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.8、大沢川流域=4、洗馬川流域=10.8、傍陽川流域=5.8、角間川流域=4.5、瀬沢川流域=2.8、依田川流域=23.4、内村川流域=10.5、武石川流域=11.6	洪水	複合基準□※1 室賀川流域=(5,5.9)、産川流域=(5,8.5)、湯川流域=(5,4.4)、屋根川流域=(5,2.8)、矢出沢川流域=(5,6.3)、傍陽川流域=(5,3.5)、千曲川流域=(5,42.8)		指定河川洪水予報による基準 千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	強風(平均風速)	13m/s	風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う	大雪(24時間降雪の深さ)	菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm	雷	落雷等により被害が予想される場合	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	濃霧(視程)	100m	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※	なだれ	1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	着氷	著しい着氷が予想される場合	着雪	著しい着雪が予想される場合	記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1124 215 1303 263">大雨</td> <td data-bbox="1310 199 1944 263">表面雨量指数基準□5</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1310 236 1944 263">土壌雨量指数基準□52</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 268 1303 459">流域雨量指数基準</td> <td data-bbox="1310 268 1944 459">浦野川流域=12.8、室賀川流域=5.8、阿烏川流域=3.2、産川流域=8.8、湯川流域=5.5、尾根川流域=3、矢出沢川流域=5.9、神川流域=14、大沢川流域=3.2、洗馬川流域=9、傍陽川流域=4.4、角間川流域=4.8、瀬沢川流域=2.8、依田川流域=22.3、内村川流域=9、武石川流域=10.8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 464 1303 592">洪水</td> <td data-bbox="1310 464 1944 592">複合基準□※1 室賀川流域=(5,5)、産川流域=(5,8.2)、湯川流域=(5,4.4)、屋根川流域=(5,2.4)、矢出沢川流域=(5,4.7)、傍陽川流域=(5,2.7)、千曲川流域=(5,42.4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1310 596 1944 687">指定河川洪水予報による基準 千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 692 1303 730">強風(平均風速)</td> <td data-bbox="1310 692 1944 730">13m/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 735 1303 774">風雪(平均風速)</td> <td data-bbox="1310 735 1944 774">13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 778 1303 817">大雪(24時間降雪の深さ)</td> <td data-bbox="1310 778 1944 817">菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 821 1303 860">雷</td> <td data-bbox="1310 821 1944 860">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 865 1303 903">融雪</td> <td data-bbox="1310 865 1944 903">1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 908 1303 946">濃霧(視程)</td> <td data-bbox="1310 908 1944 946">100m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 951 1303 989">乾燥</td> <td data-bbox="1310 951 1944 989">最小湿度20%で実効湿度55%※</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 994 1303 1074">なだれ</td> <td data-bbox="1310 994 1944 1074">1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1078 1303 1158">低温</td> <td data-bbox="1310 1078 1944 1158">夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1163 1303 1201">霜</td> <td data-bbox="1310 1163 1944 1201">早霜・晩霜期に最低気温2℃以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1206 1303 1244">着氷</td> <td data-bbox="1310 1206 1944 1244">著しい着氷が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1249 1303 1287">着雪</td> <td data-bbox="1310 1249 1944 1287">著しい着雪が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1292 1303 1331">記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td data-bbox="1310 1292 1944 1331">100mm</td> </tr> </table>	大雨	表面雨量指数基準□5		土壌雨量指数基準□52	流域雨量指数基準	浦野川流域=12.8、室賀川流域=5.8、阿烏川流域=3.2、産川流域=8.8、湯川流域=5.5、尾根川流域=3、矢出沢川流域=5.9、神川流域=14、大沢川流域=3.2、洗馬川流域=9、傍陽川流域=4.4、角間川流域=4.8、瀬沢川流域=2.8、依田川流域=22.3、内村川流域=9、武石川流域=10.8	洪水	複合基準□※1 室賀川流域=(5,5)、産川流域=(5,8.2)、湯川流域=(5,4.4)、屋根川流域=(5,2.4)、矢出沢川流域=(5,4.7)、傍陽川流域=(5,2.7)、千曲川流域=(5,42.4)		指定河川洪水予報による基準 千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	強風(平均風速)	13m/s	風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う	大雪(24時間降雪の深さ)	菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm	雷	落雷等により被害が予想される場合	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	濃霧(視程)	100m	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※	なだれ	1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	着氷	著しい着氷が予想される場合	着雪	著しい着雪が予想される場合	記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm	大雨・洪水注意報の基準値変更
大雨	表面雨量指数基準□5																																																																										
	土壌雨量指数基準□64																																																																										
流域雨量指数基準	浦野川流域=13.3、室賀川流域=6.5、阿烏川流域=3.8、産川流域=9.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.2、矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.8、大沢川流域=4、洗馬川流域=10.8、傍陽川流域=5.8、角間川流域=4.5、瀬沢川流域=2.8、依田川流域=23.4、内村川流域=10.5、武石川流域=11.6																																																																										
洪水	複合基準□※1 室賀川流域=(5,5.9)、産川流域=(5,8.5)、湯川流域=(5,4.4)、屋根川流域=(5,2.8)、矢出沢川流域=(5,6.3)、傍陽川流域=(5,3.5)、千曲川流域=(5,42.8)																																																																										
	指定河川洪水予報による基準 千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																										
強風(平均風速)	13m/s																																																																										
風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う																																																																										
大雪(24時間降雪の深さ)	菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm																																																																										
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																										
融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上																																																																										
濃霧(視程)	100m																																																																										
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※																																																																										
なだれ	1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上																																																																										
低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)																																																																										
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下																																																																										
着氷	著しい着氷が予想される場合																																																																										
着雪	著しい着雪が予想される場合																																																																										
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm																																																																										
大雨	表面雨量指数基準□5																																																																										
	土壌雨量指数基準□52																																																																										
流域雨量指数基準	浦野川流域=12.8、室賀川流域=5.8、阿烏川流域=3.2、産川流域=8.8、湯川流域=5.5、尾根川流域=3、矢出沢川流域=5.9、神川流域=14、大沢川流域=3.2、洗馬川流域=9、傍陽川流域=4.4、角間川流域=4.8、瀬沢川流域=2.8、依田川流域=22.3、内村川流域=9、武石川流域=10.8																																																																										
洪水	複合基準□※1 室賀川流域=(5,5)、産川流域=(5,8.2)、湯川流域=(5,4.4)、屋根川流域=(5,2.4)、矢出沢川流域=(5,4.7)、傍陽川流域=(5,2.7)、千曲川流域=(5,42.4)																																																																										
	指定河川洪水予報による基準 千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]																																																																										
強風(平均風速)	13m/s																																																																										
風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う																																																																										
大雪(24時間降雪の深さ)	菅平周辺12時間の降雪の深さ15cm 菅平周辺を除く地域12時間降雪の深さ10cm																																																																										
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																										
融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上																																																																										
濃霧(視程)	100m																																																																										
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※																																																																										
なだれ	1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上																																																																										
低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)																																																																										
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下																																																																										
着氷	著しい着氷が予想される場合																																																																										
着雪	著しい着雪が予想される場合																																																																										
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm																																																																										

頁	新	旧	修正理由・備考								
116	<p>3 消防法に基づくもの (1) 火災気象通報 消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="192 284 1021 411"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 表 基 準	火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。	<p>3 消防法に基づくもの (1) 火災気象通報 消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1099 284 1928 459"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55% 以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60% 以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 （降雨、降雪のときには通報しないことがある）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 表 基 準	火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55% 以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60% 以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 （降雨、降雪のときには通報しないことがある）	<p>火災気象通報の発表基準変更</p>
区 分	発 表 基 準										
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。										
区 分	発 表 基 準										
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55% 以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60% 以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 （降雨、降雪のときには通報しないことがある）										

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																																																																																						
125	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設経営者</td> <td>上田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市</td> <td>上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局・土地改良区</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>上田地域振興局・市・東信森林管理署</td> <td>信州上小森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>上田建設事務所・市・地方整備局関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>上田建設事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>市</td> <td>上田建設事務所</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> <td>市・県企業局</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td> <td>市・施設管理者</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>感染症関係被害</td> <td>市・上田保健福祉事務所</td> <td>市・上田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>医療施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>上田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>商工関係被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会</td> </tr> <tr> <td>観光施設被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>教育関係被害</td> <td>設置者・管理者・市</td> <td>上田教育事務所</td> </tr> <tr> <td>県有財産被害</td> <td>県関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市有財産被害</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公益事業被害</td> <td>鉄道・通信・電力・ガス等関係機関</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>警察調査被害</td> <td>上田警察署</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>火災即報</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険物等の事故による被害</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水害等速報</td> <td>水防関係機関</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況	市	上田地域振興局	社会福祉施設被害	施設経営者	上田保健福祉事務所	農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合	農地・農業用施設被害	市	上田地域振興局・土地改良区	林業関係被害	上田地域振興局・市・東信森林管理署	信州上小森林組合	公共土木施設被害	上田建設事務所・市・地方整備局関係機関		土砂災害等による被害	上田建設事務所		都市施設被害	市	上田建設事務所	水道施設被害	市・県企業局	上田地域振興局	廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	上田地域振興局	感染症関係被害	市・上田保健福祉事務所	市・上田保健福祉事務所	医療施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所	商工関係被害	市	上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会	観光施設被害	市	上田地域振興局	教育関係被害	設置者・管理者・市	上田教育事務所	県有財産被害	県関係機関		市有財産被害	市		公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局	警察調査被害	上田警察署	市	火災即報	市		危険物等の事故による被害	市		水害等速報	水防関係機関		<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設経営者</td> <td>上田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局・上小農業改良普及センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合</td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局・土地改良区</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>上田地域振興局・市・東信森林管理署</td> <td>信州上小森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>上田建設事務所・市・地方整備局関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>上田建設事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>市</td> <td>上田建設事務所</td> </tr> <tr> <td>水道施設被害</td> <td>市・県企業局</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>感染症関係被害</td> <td>市・上田保健福祉事務所</td> <td>市・上田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>医療施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>上田保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>商工関係被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会</td> </tr> <tr> <td>観光施設被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>教育関係被害</td> <td>設置者・管理者・市</td> <td>上田教育事務所</td> </tr> <tr> <td>県有財産被害</td> <td>県関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市有財産被害</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公益事業被害</td> <td>鉄道・通信・電力・ガス等関係機関</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>警察調査被害</td> <td>上田警察署</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>火災即報</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険物等の事故による被害</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水害等速報</td> <td>水防関係機関</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況	市	上田地域振興局	社会福祉施設被害	施設経営者	上田保健福祉事務所	農・畜・養蚕・水産業被害	市	上田地域振興局・上小農業改良普及センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合	農地・農業用施設被害	市	上田地域振興局・土地改良区	林業関係被害	上田地域振興局・市・東信森林管理署	信州上小森林組合	公共土木施設被害	上田建設事務所・市・地方整備局関係機関		土砂災害等による被害	上田建設事務所		都市施設被害	市	上田建設事務所	水道施設被害	市・県企業局	上田地域振興局	廃棄物処理施設被害	市	上田地域振興局	感染症関係被害	市・上田保健福祉事務所	市・上田保健福祉事務所	医療施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所	商工関係被害	市	上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会	観光施設被害	市	上田地域振興局	教育関係被害	設置者・管理者・市	上田教育事務所	県有財産被害	県関係機関		市有財産被害	市		公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局	警察調査被害	上田警察署	市	火災即報	市		危険物等の事故による被害	市		水害等速報	水防関係機関		<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（組織改正に伴う修正）</p>
調査事項	調査機関	協力機関																																																																																																																																																							
概況速報	市	県関係現地機関																																																																																																																																																							
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																																																																																																																																																							
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況	市	上田地域振興局																																																																																																																																																							
社会福祉施設被害	施設経営者	上田保健福祉事務所																																																																																																																																																							
農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合																																																																																																																																																							
農地・農業用施設被害	市	上田地域振興局・土地改良区																																																																																																																																																							
林業関係被害	上田地域振興局・市・東信森林管理署	信州上小森林組合																																																																																																																																																							
公共土木施設被害	上田建設事務所・市・地方整備局関係機関																																																																																																																																																								
土砂災害等による被害	上田建設事務所																																																																																																																																																								
都市施設被害	市	上田建設事務所																																																																																																																																																							
水道施設被害	市・県企業局	上田地域振興局																																																																																																																																																							
廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	上田地域振興局																																																																																																																																																							
感染症関係被害	市・上田保健福祉事務所	市・上田保健福祉事務所																																																																																																																																																							
医療施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所																																																																																																																																																							
商工関係被害	市	上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会																																																																																																																																																							
観光施設被害	市	上田地域振興局																																																																																																																																																							
教育関係被害	設置者・管理者・市	上田教育事務所																																																																																																																																																							
県有財産被害	県関係機関																																																																																																																																																								
市有財産被害	市																																																																																																																																																								
公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局																																																																																																																																																							
警察調査被害	上田警察署	市																																																																																																																																																							
火災即報	市																																																																																																																																																								
危険物等の事故による被害	市																																																																																																																																																								
水害等速報	水防関係機関																																																																																																																																																								
調査事項	調査機関	協力機関																																																																																																																																																							
概況速報	市	県関係現地機関																																																																																																																																																							
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																																																																																																																																																							
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況	市	上田地域振興局																																																																																																																																																							
社会福祉施設被害	施設経営者	上田保健福祉事務所																																																																																																																																																							
農・畜・養蚕・水産業被害	市	上田地域振興局・上小農業改良普及センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合																																																																																																																																																							
農地・農業用施設被害	市	上田地域振興局・土地改良区																																																																																																																																																							
林業関係被害	上田地域振興局・市・東信森林管理署	信州上小森林組合																																																																																																																																																							
公共土木施設被害	上田建設事務所・市・地方整備局関係機関																																																																																																																																																								
土砂災害等による被害	上田建設事務所																																																																																																																																																								
都市施設被害	市	上田建設事務所																																																																																																																																																							
水道施設被害	市・県企業局	上田地域振興局																																																																																																																																																							
廃棄物処理施設被害	市	上田地域振興局																																																																																																																																																							
感染症関係被害	市・上田保健福祉事務所	市・上田保健福祉事務所																																																																																																																																																							
医療施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所																																																																																																																																																							
商工関係被害	市	上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会																																																																																																																																																							
観光施設被害	市	上田地域振興局																																																																																																																																																							
教育関係被害	設置者・管理者・市	上田教育事務所																																																																																																																																																							
県有財産被害	県関係機関																																																																																																																																																								
市有財産被害	市																																																																																																																																																								
公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局																																																																																																																																																							
警察調査被害	上田警察署	市																																																																																																																																																							
火災即報	市																																																																																																																																																								
危険物等の事故による被害	市																																																																																																																																																								
水害等速報	水防関係機関																																																																																																																																																								
127	<p>5 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(1) 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。</p> <p>(2) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。</p> <p>(3) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p>	<p>5 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(1) 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。</p> <p>(2) 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。</p> <p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正、令和元年東日本台風災害対応の振りに伴う修正）</p>																																																																																																																																																						

頁	新	旧	修正理由・備考
128	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>別記災害情報収集連絡系統</p> <p>(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用</p> <p>人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。</p> 	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>別記災害情報収集連絡系統</p> <p>(1) 概況速報 様式1号(消防庁への速報は様式21号(表21の2))</p> 	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（令和元年東日本台風の発災当初、長野市以外の浸水範囲や被害家屋数の概数把握に時間を要したことから、市町村等から報告を求める内容及び様式を明確化する修正）</p>
128	<p>(2) 人的及び住家の被害状況報告</p> <p>行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。</p>	<p>(2) 人的及び住家の被害状況報告</p> <p>行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（平成24年7月9日より外国人登録制度が変更となり、外国人登録制度は廃止され、外国人住民においても日本人と同様に住民基本台帳制度の対象となっているため）</p>
128	<p>(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号</p> 	<p>(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号</p> 	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（組織改正に伴う修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
129	<p>(4) 農業関係被害状況報告 様式5号 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告</p>	<p>(4) 農業関係被害状況報告 様式5号 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (組織改正に伴う修正)</p>
129	<p>(6) 土木関係被害状況報告 ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる</p> <p>イ 公共土木施設被害状況報告等 様式7号 - (図略) -</p> <p>ウ 土砂災害等による被害報告 地図若しくはGIS又は様式7号 - (図略) -</p>	<p>(6) 土木関係被害状況報告 様式7号 (新設)</p> <p>ア 公共土木施設被害状況報告等 - (図略) -</p> <p>イ 土砂災害等による被害報告 - (図略) -</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (令和元年東日本台風の発災当初、長野市以外の浸水範囲や被害家屋数の概数把握に時間を要したことから、市町村等から報告を求める内容及び様式を明確化する修正)</p>
131	<p>(10) 感染症関係報告 様式11号</p>	<p>(10) 感染症関係報告 様式11号</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (県組織改編による修正)</p>
131	<p>(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号</p>	<p>(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (県組織改編による修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
132	<p>(14) 教育関係被害状況報告 様式15号 ア 市施設</p>	<p>(14) 教育関係被害状況報告 様式15号 ア 市施設</p>	<p>修正理由・備考 長野県地域防災計画に合わせて修正 (県組織改編による修正)</p>
126	<p>(14) 教育関係被害状況報告 様式15号 ウ 私立施設</p>	<p>(14) 教育関係被害状況報告 様式15号 ウ 私立施設</p>	<p>修正理由・備考 長野県地域防災計画に合わせて修正 (県組織改編による)</p>
136	<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容 1 責務 市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、<u>地域防災計画(県・市)及び受援計画(県・市)</u>の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。</p>	<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容 1 責務 市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、<u>県地域防災計画及び市地域防災計画</u>の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考 長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>

頁	新	旧																					
138	<p>2 組織、配置基準 (1) 活動体制 本部の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部 部長(市長)</th> <th>副 本部長(副市長)</th> <th>本部付 教育長(教育長)</th> <th>政策 企画部長(会計 管理者)</th> <th>その他 本部長が指 定する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>本部室 ◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p> </td> <td> <p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p> </td> <td> <p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p> </td> <td> <p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p> </td> <td> <p>1 〇本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること。 2 〇災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 〇各対策部への要請・連絡に関すること。 4 〇防災行政無線の運用に関すること。 5 〇職員の動員に関すること。 6 〇関係機関・団体等に対する協力応募要請に関すること。 7 〇自衛隊の派遣要請及び救援活動の受け入れに関すること。 8 〇従事命令による者の事故補償に関すること。 9 〇災害救助法の適用申請に関すること。 10 〇広報防災拠点に関すること。 11 〇人的応援・受援に関すること。</p> <p>1 〇非常無線通信に関すること。 2 〇アマチュア無線との連携に関すること。</p> <p>1 〇市民への防災知識の普及に関すること。 2 〇市民への災害広報に関すること。 3 〇渉外に関すること。 4 〇災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること。</p> <p>1 〇避難者の移送・輸送に関すること。 2 〇車両の借り上げ等に関すること。 3 〇緊急車両の登録に関すること。 4 〇緊急物資の調達に関すること。 5 〇市有財産の保全に関すること。 6 〇有線・無線などの通信の確保に関すること。 7 〇本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること。 1 〇災害経費の予算措置に関すること。 2 〇災害倒圧計画事業及び財政に関すること。</p> <p>1 〇人及び人家の被害調査に関すること。 2 〇り災害証明の発行に関すること(大規模災害時)。 3 〇食糧の調達供給に関すること。 4 〇指定緊急避難場所の開設・運営管理の検討及び避難経路に関すること。 5 〇避難所運営委員会との連絡調整に関すること。 6 〇被災者の避難支援に関すること。 7 〇被災者の指図及び収容に関すること。 8 〇外国籍市民への支援に関すること。 9 〇男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること。</p> <p>1 〇各対策部への連絡・協力に関すること。 2 〇応急対策に関すること。</p> <p>1 〇環境衛生に関すること。 2 〇避難所の環境の保持に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇ごみの収集及び処理事務に関すること。 2 〇処分地の確保に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇市営住宅の確保に関すること。 2 〇住宅のあっせんに関すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	本部 部長(市長)	副 本部長(副市長)	本部付 教育長(教育長)	政策 企画部長(会計 管理者)	その他 本部長が指 定する者	<p>本部室 ◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>1 〇本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること。 2 〇災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 〇各対策部への要請・連絡に関すること。 4 〇防災行政無線の運用に関すること。 5 〇職員の動員に関すること。 6 〇関係機関・団体等に対する協力応募要請に関すること。 7 〇自衛隊の派遣要請及び救援活動の受け入れに関すること。 8 〇従事命令による者の事故補償に関すること。 9 〇災害救助法の適用申請に関すること。 10 〇広報防災拠点に関すること。 11 〇人的応援・受援に関すること。</p> <p>1 〇非常無線通信に関すること。 2 〇アマチュア無線との連携に関すること。</p> <p>1 〇市民への防災知識の普及に関すること。 2 〇市民への災害広報に関すること。 3 〇渉外に関すること。 4 〇災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること。</p> <p>1 〇避難者の移送・輸送に関すること。 2 〇車両の借り上げ等に関すること。 3 〇緊急車両の登録に関すること。 4 〇緊急物資の調達に関すること。 5 〇市有財産の保全に関すること。 6 〇有線・無線などの通信の確保に関すること。 7 〇本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること。 1 〇災害経費の予算措置に関すること。 2 〇災害倒圧計画事業及び財政に関すること。</p> <p>1 〇人及び人家の被害調査に関すること。 2 〇り災害証明の発行に関すること(大規模災害時)。 3 〇食糧の調達供給に関すること。 4 〇指定緊急避難場所の開設・運営管理の検討及び避難経路に関すること。 5 〇避難所運営委員会との連絡調整に関すること。 6 〇被災者の避難支援に関すること。 7 〇被災者の指図及び収容に関すること。 8 〇外国籍市民への支援に関すること。 9 〇男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること。</p> <p>1 〇各対策部への連絡・協力に関すること。 2 〇応急対策に関すること。</p> <p>1 〇環境衛生に関すること。 2 〇避難所の環境の保持に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇ごみの収集及び処理事務に関すること。 2 〇処分地の確保に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇市営住宅の確保に関すること。 2 〇住宅のあっせんに関すること。</p>	<p>2 組織、配置基準 (1) 活動体制 本部の組織及び分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部 部長(市長)</th> <th>副 本部長(副市長)</th> <th>本部付 教育長(教育長)</th> <th>政策 企画部長(会計 管理者)</th> <th>その他 本部長が指 定する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>本部室 ◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p> </td> <td> <p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p> </td> <td> <p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p> </td> <td> <p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p> </td> <td> <p>1 〇本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること。 2 〇災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 〇各対策部への要請・連絡に関すること。 4 〇防災行政無線の運用に関すること。 5 〇職員の動員に関すること。 6 〇関係機関・団体等に対する協力応募要請に関すること。 7 〇自衛隊の派遣要請及び救援活動の受け入れに関すること。 8 〇従事命令による者の事故補償に関すること。 9 〇災害救助法の適用申請に関すること。 10 〇広報防災拠点に関すること。 11 〇人的応援・受援に関すること。</p> <p>1 〇非常無線通信に関すること。 2 〇アマチュア無線との連携に関すること。</p> <p>1 〇市民への防災知識の普及に関すること。 2 〇市民への災害広報に関すること。 3 〇渉外に関すること。 4 〇災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること。</p> <p>1 〇避難者の移送・輸送に関すること。 2 〇車両の借り上げ等に関すること。 3 〇緊急車両の登録に関すること。 4 〇緊急物資の調達に関すること。 5 〇市有財産の保全に関すること。 6 〇有線・無線などの通信の確保に関すること。 7 〇本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること。 1 〇災害経費の予算措置に関すること。 2 〇災害倒圧計画事業及び財政に関すること。</p> <p>1 〇人及び人家の被害調査に関すること。 2 〇り災害証明の発行に関すること(大規模災害時)。 3 〇食糧の調達供給に関すること。 4 〇指定緊急避難場所の開設・運営管理の検討及び避難経路に関すること。 5 〇避難所運営委員会との連絡調整に関すること。 6 〇被災者の避難支援に関すること。 7 〇被災者の指図及び収容に関すること。 8 〇外国籍市民への支援に関すること。 9 〇男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること。</p> <p>1 〇各対策部への連絡・協力に関すること。 2 〇応急対策に関すること。</p> <p>1 〇環境衛生に関すること。 2 〇避難所の環境の保持に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇ごみの収集及び処理事務に関すること。 2 〇処分地の確保に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇市営住宅の確保に関すること。 2 〇住宅のあっせんに関すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	本部 部長(市長)	副 本部長(副市長)	本部付 教育長(教育長)	政策 企画部長(会計 管理者)	その他 本部長が指 定する者	<p>本部室 ◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>1 〇本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること。 2 〇災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 〇各対策部への要請・連絡に関すること。 4 〇防災行政無線の運用に関すること。 5 〇職員の動員に関すること。 6 〇関係機関・団体等に対する協力応募要請に関すること。 7 〇自衛隊の派遣要請及び救援活動の受け入れに関すること。 8 〇従事命令による者の事故補償に関すること。 9 〇災害救助法の適用申請に関すること。 10 〇広報防災拠点に関すること。 11 〇人的応援・受援に関すること。</p> <p>1 〇非常無線通信に関すること。 2 〇アマチュア無線との連携に関すること。</p> <p>1 〇市民への防災知識の普及に関すること。 2 〇市民への災害広報に関すること。 3 〇渉外に関すること。 4 〇災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること。</p> <p>1 〇避難者の移送・輸送に関すること。 2 〇車両の借り上げ等に関すること。 3 〇緊急車両の登録に関すること。 4 〇緊急物資の調達に関すること。 5 〇市有財産の保全に関すること。 6 〇有線・無線などの通信の確保に関すること。 7 〇本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること。 1 〇災害経費の予算措置に関すること。 2 〇災害倒圧計画事業及び財政に関すること。</p> <p>1 〇人及び人家の被害調査に関すること。 2 〇り災害証明の発行に関すること(大規模災害時)。 3 〇食糧の調達供給に関すること。 4 〇指定緊急避難場所の開設・運営管理の検討及び避難経路に関すること。 5 〇避難所運営委員会との連絡調整に関すること。 6 〇被災者の避難支援に関すること。 7 〇被災者の指図及び収容に関すること。 8 〇外国籍市民への支援に関すること。 9 〇男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること。</p> <p>1 〇各対策部への連絡・協力に関すること。 2 〇応急対策に関すること。</p> <p>1 〇環境衛生に関すること。 2 〇避難所の環境の保持に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇ごみの収集及び処理事務に関すること。 2 〇処分地の確保に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇市営住宅の確保に関すること。 2 〇住宅のあっせんに関すること。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加)</p>
本部 部長(市長)	副 本部長(副市長)	本部付 教育長(教育長)	政策 企画部長(会計 管理者)	その他 本部長が指 定する者																			
<p>本部室 ◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>1 〇本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること。 2 〇災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 〇各対策部への要請・連絡に関すること。 4 〇防災行政無線の運用に関すること。 5 〇職員の動員に関すること。 6 〇関係機関・団体等に対する協力応募要請に関すること。 7 〇自衛隊の派遣要請及び救援活動の受け入れに関すること。 8 〇従事命令による者の事故補償に関すること。 9 〇災害救助法の適用申請に関すること。 10 〇広報防災拠点に関すること。 11 〇人的応援・受援に関すること。</p> <p>1 〇非常無線通信に関すること。 2 〇アマチュア無線との連携に関すること。</p> <p>1 〇市民への防災知識の普及に関すること。 2 〇市民への災害広報に関すること。 3 〇渉外に関すること。 4 〇災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること。</p> <p>1 〇避難者の移送・輸送に関すること。 2 〇車両の借り上げ等に関すること。 3 〇緊急車両の登録に関すること。 4 〇緊急物資の調達に関すること。 5 〇市有財産の保全に関すること。 6 〇有線・無線などの通信の確保に関すること。 7 〇本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること。 1 〇災害経費の予算措置に関すること。 2 〇災害倒圧計画事業及び財政に関すること。</p> <p>1 〇人及び人家の被害調査に関すること。 2 〇り災害証明の発行に関すること(大規模災害時)。 3 〇食糧の調達供給に関すること。 4 〇指定緊急避難場所の開設・運営管理の検討及び避難経路に関すること。 5 〇避難所運営委員会との連絡調整に関すること。 6 〇被災者の避難支援に関すること。 7 〇被災者の指図及び収容に関すること。 8 〇外国籍市民への支援に関すること。 9 〇男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること。</p> <p>1 〇各対策部への連絡・協力に関すること。 2 〇応急対策に関すること。</p> <p>1 〇環境衛生に関すること。 2 〇避難所の環境の保持に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇ごみの収集及び処理事務に関すること。 2 〇処分地の確保に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇市営住宅の確保に関すること。 2 〇住宅のあっせんに関すること。</p>																			
本部 部長(市長)	副 本部長(副市長)	本部付 教育長(教育長)	政策 企画部長(会計 管理者)	その他 本部長が指 定する者																			
<p>本部室 ◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>◎ 総務部長</p> <p>◎ 危機管理防災課長 ◎ 総務課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 庁舎整備室長 ◎ 政策企画課長 ◎ 学園都市推進室長 ◎ 交流文化スポーツ課長 ◎ 交流文化芸術センター長 ◎ 上田市立美術館長 ◎ 上田文化会館長 ◎ 丸子文化会館長 ◎ 上田市政策研究センター長</p> <p>◎ 情報システム課長 ◎ 広報のびのび課長</p> <p>◎ 広報のびのび課長 ◎ 秘書課長 ◎ 情報システム課長</p> <p>◎ 契約検査課長 ◎ 行政管理課長 ◎ 財産活用課長 ◎ 真田地域振興課長 ◎ 会計課長</p> <p>◎ 財政課長</p> <p>◎ 市民参加・協働推進課長 ◎ 移住交流推進課長 ◎ 人権男女共生課長 ◎ 市民課長 ◎ 税務課長 ◎ 収納管理課長 ◎ 教育総務課長 ◎ 学校教育課長</p> <p>◎ 丸子地域自治センター次長 ◎ 真田地域自治センター次長 ◎ 武石地域自治センター次長 ◎ 豊原地域自治センター次長 ◎ 塩田地域自治センター次長 ◎ 川西地域自治センター次長</p> <p>◎ 生活環境課長 ◎ 上田市消費生活センター次長</p> <p>◎ 廃棄物対策課長 ◎ こみ減量企画室長 ◎ 資源循環型施設建設関連事業課長</p> <p>◎ 住宅課長</p>	<p>1 〇本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること。 2 〇災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 3 〇各対策部への要請・連絡に関すること。 4 〇防災行政無線の運用に関すること。 5 〇職員の動員に関すること。 6 〇関係機関・団体等に対する協力応募要請に関すること。 7 〇自衛隊の派遣要請及び救援活動の受け入れに関すること。 8 〇従事命令による者の事故補償に関すること。 9 〇災害救助法の適用申請に関すること。 10 〇広報防災拠点に関すること。 11 〇人的応援・受援に関すること。</p> <p>1 〇非常無線通信に関すること。 2 〇アマチュア無線との連携に関すること。</p> <p>1 〇市民への防災知識の普及に関すること。 2 〇市民への災害広報に関すること。 3 〇渉外に関すること。 4 〇災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること。</p> <p>1 〇避難者の移送・輸送に関すること。 2 〇車両の借り上げ等に関すること。 3 〇緊急車両の登録に関すること。 4 〇緊急物資の調達に関すること。 5 〇市有財産の保全に関すること。 6 〇有線・無線などの通信の確保に関すること。 7 〇本部体制(主として本庁舎)の確保に関すること。 1 〇災害経費の予算措置に関すること。 2 〇災害倒圧計画事業及び財政に関すること。</p> <p>1 〇人及び人家の被害調査に関すること。 2 〇り災害証明の発行に関すること(大規模災害時)。 3 〇食糧の調達供給に関すること。 4 〇指定緊急避難場所の開設・運営管理の検討及び避難経路に関すること。 5 〇避難所運営委員会との連絡調整に関すること。 6 〇被災者の避難支援に関すること。 7 〇被災者の指図及び収容に関すること。 8 〇外国籍市民への支援に関すること。 9 〇男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること。</p> <p>1 〇各対策部への連絡・協力に関すること。 2 〇応急対策に関すること。</p> <p>1 〇環境衛生に関すること。 2 〇避難所の環境の保持に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇ごみの収集及び処理事務に関すること。 2 〇処分地の確保に関すること。 3 〇連絡調整に関すること。</p> <p>1 〇市営住宅の確保に関すること。 2 〇住宅のあっせんに関すること。</p>																			

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																										
139	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部</th> <th>部署名・責任者</th> <th>班□□名 ◎班長、○副班長</th> <th>班□□□員</th> <th>分□学□事□務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉対策部</td> <td>福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 福祉部長 ◎障がい者支援課長 ◎点字図書館長 ◎高齢者介護課長 ◎第一学校給食センター所長 ◎第二学校給食センター所長</td> <td>福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター</td> <td>1□福祉施設の被害調査及び応急対策等に関する事 2□施設収容者の避難収容に関する事 3□要保護者に関する事 4□死体の処理、埋葬に関する事 5□災害救助法の適用に関する事（通用申請除く） 6□被災者生活再建支援法に関する事 7□衣料、生活必需品等の救護物資及び見舞金等に関する事 8□炊き出しに関する事 9□ボランティアに関する事 10□被災者支援に係るNPOとの連携に関する事 11□連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>健康ことも未来対策部</td> <td>医療推進課 ◎健康推進課長 ◎地域医療政策室長 ◎国保年金課長 ◎産婦人科病院医事課長 ◎産婦人科病院看護課長</td> <td>健康推進課 地域医療政策室 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課</td> <td>1□医療、医薬品に関する事 2□救護、助産に関する事 3□連絡調整に関する事 4□代替本部設置場所（ひとまげんき・健康プラザうた）としての安全確認及び機能確保 5□感染症の発生防止及びまん延防止に関する事</td> </tr> <tr> <td>健康ことも未来部</td> <td>保育課 ◎保育課長 ◎子育て、子育て支援員 ◎発達相談センター次長</td> <td>保育課 子育て、子育て支援課 発達相談センター</td> <td>1□施設の被害調査及び応急対策に関する事 2□園児及び施設収容者の避難収容に関する事 3□連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>商工観光対策部</td> <td>商工班 ◎商工課長 ◎地域雇用推進課長</td> <td>商工課 地域雇用推進課</td> <td>1□商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2□連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>商工観光部</td> <td>観光班 ◎観光課長</td> <td>観光課</td> <td>1□観光施設の被害調査及び応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>農林対策部</td> <td>農政班 ◎森林整備課長 ◎農政課長 ◎農産物・加工品推進室長</td> <td>森林整備課 農政課 農産物・加工品推進室</td> <td>1□農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>農林部</td> <td>土地改良班 ◎土地改良課長</td> <td>土地改良課</td> <td>1□農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□土石流危険区域等の調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市建設対策部</td> <td>協力班 ◎農業委員会局長</td> <td>農業委員会事務局</td> <td>1→農業委員会の連絡に関する事 2→応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市建設部</td> <td>土木班 ◎土木課長 ◎管理課長 ◎交通政策課長</td> <td>土木課 管理課 交通政策課</td> <td>1→道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2→障害物の除去に関する事 3→緊急輸送路の確保に関する事 4→交通規制に関する事 5→応急対策に関する事 6→土石流に関する事 7→公共交通機関に係る災害情報の収集に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市建設部</td> <td>管理班 ◎都市計画課長 ◎建築指導課長 ◎空家対策室長 ◎建築課長</td> <td>都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課</td> <td>1→公共施設の被害調査に関する事 2→災害応急機材の調達確保に関する事 3→仮設住宅及び応急修理に関する事 4→応急危険度判定に関する事 5→連絡調整に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	本部	部署名・責任者	班□□名 ◎班長、○副班長	班□□□員	分□学□事□務	福祉対策部	福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 福祉部長 ◎障がい者支援課長 ◎点字図書館長 ◎高齢者介護課長 ◎第一学校給食センター所長 ◎第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1□福祉施設の被害調査及び応急対策等に関する事 2□施設収容者の避難収容に関する事 3□要保護者に関する事 4□死体の処理、埋葬に関する事 5□災害救助法の適用に関する事（通用申請除く） 6□被災者生活再建支援法に関する事 7□衣料、生活必需品等の救護物資及び見舞金等に関する事 8□炊き出しに関する事 9□ボランティアに関する事 10□被災者支援に係るNPOとの連携に関する事 11□連絡調整に関する事	健康ことも未来対策部	医療推進課 ◎健康推進課長 ◎地域医療政策室長 ◎国保年金課長 ◎産婦人科病院医事課長 ◎産婦人科病院看護課長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	1□医療、医薬品に関する事 2□救護、助産に関する事 3□連絡調整に関する事 4□代替本部設置場所（ひとまげんき・健康プラザうた）としての安全確認及び機能確保 5□感染症の発生防止及びまん延防止に関する事	健康ことも未来部	保育課 ◎保育課長 ◎子育て、子育て支援員 ◎発達相談センター次長	保育課 子育て、子育て支援課 発達相談センター	1□施設の被害調査及び応急対策に関する事 2□園児及び施設収容者の避難収容に関する事 3□連絡調整に関する事	商工観光対策部	商工班 ◎商工課長 ◎地域雇用推進課長	商工課 地域雇用推進課	1□商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2□連絡調整に関する事	商工観光部	観光班 ◎観光課長	観光課	1□観光施設の被害調査及び応急対策に関する事	農林対策部	農政班 ◎森林整備課長 ◎農政課長 ◎農産物・加工品推進室長	森林整備課 農政課 農産物・加工品推進室	1□農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関する事	農林部	土地改良班 ◎土地改良課長	土地改良課	1□農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□土石流危険区域等の調査に関する事	都市建設対策部	協力班 ◎農業委員会局長	農業委員会事務局	1→農業委員会の連絡に関する事 2→応急対策に関する事	都市建設部	土木班 ◎土木課長 ◎管理課長 ◎交通政策課長	土木課 管理課 交通政策課	1→道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2→障害物の除去に関する事 3→緊急輸送路の確保に関する事 4→交通規制に関する事 5→応急対策に関する事 6→土石流に関する事 7→公共交通機関に係る災害情報の収集に関する事	都市建設部	管理班 ◎都市計画課長 ◎建築指導課長 ◎空家対策室長 ◎建築課長	都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課	1→公共施設の被害調査に関する事 2→災害応急機材の調達確保に関する事 3→仮設住宅及び応急修理に関する事 4→応急危険度判定に関する事 5→連絡調整に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部</th> <th>部署名・責任者</th> <th>班□□名 ◎班長、○副班長</th> <th>班□□□員</th> <th>分□学□事□務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉対策部</td> <td>福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 福祉部長 ◎障がい者支援課長 ◎点字図書館長 ◎高齢者介護課長 ◎第一学校給食センター所長 ◎第二学校給食センター所長</td> <td>福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター</td> <td>1□福祉施設の被害調査及び応急対策等に関する事 2□施設収容者の避難収容に関する事 3□要保護者に関する事 4□死体の処理、埋葬に関する事 5□災害救助法の適用に関する事（通用申請除く） 6□被災者生活再建支援法に関する事 7□衣料、生活必需品等の救護物資及び見舞金等に関する事 8□炊き出しに関する事 9□ボランティアに関する事 10□連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>健康ことも未来対策部</td> <td>医療推進課 ◎健康推進課長 ◎地域医療政策室長 ◎国保年金課長 ◎産婦人科病院医事課長 ◎産婦人科病院看護課長</td> <td>健康推進課 地域医療政策室 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課</td> <td>1□医療、医薬品に関する事 2□救護、助産に関する事 3□連絡調整に関する事 4□代替本部設置場所（ひとまげんき・健康プラザうた）としての安全確認及び機能確保</td> </tr> <tr> <td>健康ことも未来部</td> <td>保育課 ◎保育課長 ◎子育て、子育て支援員 ◎発達相談センター次長</td> <td>保育課 子育て、子育て支援課 発達相談センター</td> <td>1□施設の被害調査及び応急対策に関する事 2□園児及び施設収容者の避難収容に関する事 3□連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>商工観光対策部</td> <td>商工班 ◎商工課長 ◎地域雇用推進課長</td> <td>商工課 地域雇用推進課</td> <td>1□商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2□連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>商工観光部</td> <td>観光班 ◎観光課長</td> <td>観光課</td> <td>1□観光施設の被害調査及び応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>農林対策部</td> <td>農政班 ◎森林整備課長 ◎農政課長 ◎農産物・加工品推進室長</td> <td>森林整備課 農政課 農産物・加工品推進室</td> <td>1□農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>農林部</td> <td>土地改良班 ◎土地改良課長</td> <td>土地改良課</td> <td>1□農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□土石流危険区域等の調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市建設対策部</td> <td>協力班 ◎農業委員会局長</td> <td>農業委員会事務局</td> <td>1→農業委員会の連絡に関する事 2→応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市建設部</td> <td>土木班 ◎土木課長 ◎管理課長 ◎交通政策課長</td> <td>土木課 管理課 交通政策課</td> <td>1→道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2→障害物の除去に関する事 3→緊急輸送路の確保に関する事 4→交通規制に関する事 5→応急対策に関する事 6→土石流に関する事 7→公共交通機関に係る災害情報の収集に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市建設部</td> <td>管理班 ◎都市計画課長 ◎建築指導課長 ◎空家対策室長 ◎建築課長</td> <td>都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課</td> <td>1→公共施設の被害調査に関する事 2→災害応急機材の調達確保に関する事 3→仮設住宅及び応急修理に関する事 4→応急危険度判定に関する事 5→連絡調整に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	本部	部署名・責任者	班□□名 ◎班長、○副班長	班□□□員	分□学□事□務	福祉対策部	福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 福祉部長 ◎障がい者支援課長 ◎点字図書館長 ◎高齢者介護課長 ◎第一学校給食センター所長 ◎第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1□福祉施設の被害調査及び応急対策等に関する事 2□施設収容者の避難収容に関する事 3□要保護者に関する事 4□死体の処理、埋葬に関する事 5□災害救助法の適用に関する事（通用申請除く） 6□被災者生活再建支援法に関する事 7□衣料、生活必需品等の救護物資及び見舞金等に関する事 8□炊き出しに関する事 9□ボランティアに関する事 10□連絡調整に関する事	健康ことも未来対策部	医療推進課 ◎健康推進課長 ◎地域医療政策室長 ◎国保年金課長 ◎産婦人科病院医事課長 ◎産婦人科病院看護課長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	1□医療、医薬品に関する事 2□救護、助産に関する事 3□連絡調整に関する事 4□代替本部設置場所（ひとまげんき・健康プラザうた）としての安全確認及び機能確保	健康ことも未来部	保育課 ◎保育課長 ◎子育て、子育て支援員 ◎発達相談センター次長	保育課 子育て、子育て支援課 発達相談センター	1□施設の被害調査及び応急対策に関する事 2□園児及び施設収容者の避難収容に関する事 3□連絡調整に関する事	商工観光対策部	商工班 ◎商工課長 ◎地域雇用推進課長	商工課 地域雇用推進課	1□商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2□連絡調整に関する事	商工観光部	観光班 ◎観光課長	観光課	1□観光施設の被害調査及び応急対策に関する事	農林対策部	農政班 ◎森林整備課長 ◎農政課長 ◎農産物・加工品推進室長	森林整備課 農政課 農産物・加工品推進室	1□農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関する事	農林部	土地改良班 ◎土地改良課長	土地改良課	1□農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□土石流危険区域等の調査に関する事	都市建設対策部	協力班 ◎農業委員会局長	農業委員会事務局	1→農業委員会の連絡に関する事 2→応急対策に関する事	都市建設部	土木班 ◎土木課長 ◎管理課長 ◎交通政策課長	土木課 管理課 交通政策課	1→道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2→障害物の除去に関する事 3→緊急輸送路の確保に関する事 4→交通規制に関する事 5→応急対策に関する事 6→土石流に関する事 7→公共交通機関に係る災害情報の収集に関する事	都市建設部	管理班 ◎都市計画課長 ◎建築指導課長 ◎空家対策室長 ◎建築課長	都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課	1→公共施設の被害調査に関する事 2→災害応急機材の調達確保に関する事 3→仮設住宅及び応急修理に関する事 4→応急危険度判定に関する事 5→連絡調整に関する事	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
本部	部署名・責任者	班□□名 ◎班長、○副班長	班□□□員	分□学□事□務																																																																																									
福祉対策部	福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 福祉部長 ◎障がい者支援課長 ◎点字図書館長 ◎高齢者介護課長 ◎第一学校給食センター所長 ◎第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1□福祉施設の被害調査及び応急対策等に関する事 2□施設収容者の避難収容に関する事 3□要保護者に関する事 4□死体の処理、埋葬に関する事 5□災害救助法の適用に関する事（通用申請除く） 6□被災者生活再建支援法に関する事 7□衣料、生活必需品等の救護物資及び見舞金等に関する事 8□炊き出しに関する事 9□ボランティアに関する事 10□被災者支援に係るNPOとの連携に関する事 11□連絡調整に関する事																																																																																										
健康ことも未来対策部	医療推進課 ◎健康推進課長 ◎地域医療政策室長 ◎国保年金課長 ◎産婦人科病院医事課長 ◎産婦人科病院看護課長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	1□医療、医薬品に関する事 2□救護、助産に関する事 3□連絡調整に関する事 4□代替本部設置場所（ひとまげんき・健康プラザうた）としての安全確認及び機能確保 5□感染症の発生防止及びまん延防止に関する事																																																																																										
健康ことも未来部	保育課 ◎保育課長 ◎子育て、子育て支援員 ◎発達相談センター次長	保育課 子育て、子育て支援課 発達相談センター	1□施設の被害調査及び応急対策に関する事 2□園児及び施設収容者の避難収容に関する事 3□連絡調整に関する事																																																																																										
商工観光対策部	商工班 ◎商工課長 ◎地域雇用推進課長	商工課 地域雇用推進課	1□商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2□連絡調整に関する事																																																																																										
商工観光部	観光班 ◎観光課長	観光課	1□観光施設の被害調査及び応急対策に関する事																																																																																										
農林対策部	農政班 ◎森林整備課長 ◎農政課長 ◎農産物・加工品推進室長	森林整備課 農政課 農産物・加工品推進室	1□農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関する事																																																																																										
農林部	土地改良班 ◎土地改良課長	土地改良課	1□農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□土石流危険区域等の調査に関する事																																																																																										
都市建設対策部	協力班 ◎農業委員会局長	農業委員会事務局	1→農業委員会の連絡に関する事 2→応急対策に関する事																																																																																										
都市建設部	土木班 ◎土木課長 ◎管理課長 ◎交通政策課長	土木課 管理課 交通政策課	1→道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2→障害物の除去に関する事 3→緊急輸送路の確保に関する事 4→交通規制に関する事 5→応急対策に関する事 6→土石流に関する事 7→公共交通機関に係る災害情報の収集に関する事																																																																																										
都市建設部	管理班 ◎都市計画課長 ◎建築指導課長 ◎空家対策室長 ◎建築課長	都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課	1→公共施設の被害調査に関する事 2→災害応急機材の調達確保に関する事 3→仮設住宅及び応急修理に関する事 4→応急危険度判定に関する事 5→連絡調整に関する事																																																																																										
本部	部署名・責任者	班□□名 ◎班長、○副班長	班□□□員	分□学□事□務																																																																																									
福祉対策部	福祉・救護物資・ボランティア班 ◎福祉課長 福祉部長 ◎障がい者支援課長 ◎点字図書館長 ◎高齢者介護課長 ◎第一学校給食センター所長 ◎第二学校給食センター所長	福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1□福祉施設の被害調査及び応急対策等に関する事 2□施設収容者の避難収容に関する事 3□要保護者に関する事 4□死体の処理、埋葬に関する事 5□災害救助法の適用に関する事（通用申請除く） 6□被災者生活再建支援法に関する事 7□衣料、生活必需品等の救護物資及び見舞金等に関する事 8□炊き出しに関する事 9□ボランティアに関する事 10□連絡調整に関する事																																																																																										
健康ことも未来対策部	医療推進課 ◎健康推進課長 ◎地域医療政策室長 ◎国保年金課長 ◎産婦人科病院医事課長 ◎産婦人科病院看護課長	健康推進課 地域医療政策室 国保年金課 産婦人科病院医事課 産婦人科病院看護課	1□医療、医薬品に関する事 2□救護、助産に関する事 3□連絡調整に関する事 4□代替本部設置場所（ひとまげんき・健康プラザうた）としての安全確認及び機能確保																																																																																										
健康ことも未来部	保育課 ◎保育課長 ◎子育て、子育て支援員 ◎発達相談センター次長	保育課 子育て、子育て支援課 発達相談センター	1□施設の被害調査及び応急対策に関する事 2□園児及び施設収容者の避難収容に関する事 3□連絡調整に関する事																																																																																										
商工観光対策部	商工班 ◎商工課長 ◎地域雇用推進課長	商工課 地域雇用推進課	1□商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2□連絡調整に関する事																																																																																										
商工観光部	観光班 ◎観光課長	観光課	1□観光施設の被害調査及び応急対策に関する事																																																																																										
農林対策部	農政班 ◎森林整備課長 ◎農政課長 ◎農産物・加工品推進室長	森林整備課 農政課 農産物・加工品推進室	1□農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関する事																																																																																										
農林部	土地改良班 ◎土地改良課長	土地改良課	1□農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2□土石流危険区域等の調査に関する事																																																																																										
都市建設対策部	協力班 ◎農業委員会局長	農業委員会事務局	1→農業委員会の連絡に関する事 2→応急対策に関する事																																																																																										
都市建設部	土木班 ◎土木課長 ◎管理課長 ◎交通政策課長	土木課 管理課 交通政策課	1→道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2→障害物の除去に関する事 3→緊急輸送路の確保に関する事 4→交通規制に関する事 5→応急対策に関する事 6→土石流に関する事 7→公共交通機関に係る災害情報の収集に関する事																																																																																										
都市建設部	管理班 ◎都市計画課長 ◎建築指導課長 ◎空家対策室長 ◎建築課長	都市計画課 建築指導課 空家対策室 建築課	1→公共施設の被害調査に関する事 2→災害応急機材の調達確保に関する事 3→仮設住宅及び応急修理に関する事 4→応急危険度判定に関する事 5→連絡調整に関する事																																																																																										
144	<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。 災害発知時に速やかな応援体制を整える。 応援要請側の円滑な受け入れ体制を確立する。 広域避難が行われる場合の体制を確立する。 応援活動に伴う経費を負担する。 	<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。 災害発知時に速やかな応援体制を整える。 応援要請側の円滑な受け入れ体制を確立する。 広域避難が行われる場合の体制を確立する。 応援活動に伴う経費を負担する。 	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（県広域受援計画策定による修正）</p>																																																																																										

頁	新	旧	修正理由・備考																																																																																																									
144	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県及び市町村においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>																																																																																																									
147	<p>3 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、受援計画、指定避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p>	<p>3 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、指定避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (県広域受援計画策定による修正)</p>																																																																																																									
150	<p align="center">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名□□称</th> <th>機□□種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>ヘリテ レ・ヘリ サト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412EP1</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県政用ヘリコプター</td> <td>ベル206L3</td> <td>7</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td>ユーロコプター AS365N3</td> <td>13</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援 ヘリコプター</td> <td>各□種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各□種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各□種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>○</td> <td>6</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	名□□称	機□□種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテ レ・ヘリ サト	消防防災ヘリコプター	ベル412EP1	15	○	○	○	○	県政用ヘリコプター	ベル206L3	7	○	○	○	○	県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○	○	○	○	広域航空消防応援 ヘリコプター	各□種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各□種	各種	○	○	○	○	海上保安庁ヘリコプター	各□種	各種	○	○	○	○	ドクターヘリ	○	6	○	○	○	○	<p align="center">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名□□称</th> <th>機□□種</th> <th>定員</th> <th>救助 ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>ヘリテ レ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412EP</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県政用ヘリコプター</td> <td>ベル206L3</td> <td>7</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td>ユーロコプター AS365N3</td> <td>13</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援 ヘリコプター</td> <td>各□種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各□種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>○</td> <td>6</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	名□□称	機□□種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテ レ	消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	○	県政用ヘリコプター	ベル206L3	7	○	○	○	○	県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○	○	○	○	広域航空消防応援 ヘリコプター	各□種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各□種	各種	○	○	○	○	ドクターヘリ	○	6	○	○	○	○	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (R2年度、新機体導入、要請先機関の追加)</p>
名□□称	機□□種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテ レ・ヘリ サト																																																																																																						
消防防災ヘリコプター	ベル412EP1	15	○	○	○	○																																																																																																						
県政用ヘリコプター	ベル206L3	7	○	○	○	○																																																																																																						
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○	○	○	○																																																																																																						
広域航空消防応援 ヘリコプター	各□種	各種	○	○	○	○																																																																																																						
自衛隊ヘリコプター	各□種	各種	○	○	○	○																																																																																																						
海上保安庁ヘリコプター	各□種	各種	○	○	○	○																																																																																																						
ドクターヘリ	○	6	○	○	○	○																																																																																																						
名□□称	機□□種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテ レ																																																																																																						
消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	○																																																																																																						
県政用ヘリコプター	ベル206L3	7	○	○	○	○																																																																																																						
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○	○	○	○																																																																																																						
広域航空消防応援 ヘリコプター	各□種	各種	○	○	○	○																																																																																																						
自衛隊ヘリコプター	各□種	各種	○	○	○	○																																																																																																						
ドクターヘリ	○	6	○	○	○	○																																																																																																						
150	<p>2 出動手続きの実施</p> <p>(1) ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。 また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努め、急を要する場合は口頭で要請するものとする。(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。)</p> <p>ア 災害の状況と活動の具体的内容(消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等)</p>	<p>2 出動手続きの実施</p> <p>(1) ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。 また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努め、急を要する場合は口頭で要請するものとする。(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。)</p> <p>ア 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (実態に合わせ、明確化)</p>																																																																																																									
151	<p>(別記)</p> <p>ヘリコプター要請手続要領</p> <p>1 消防防災ヘリコプター</p> <p>災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。</p> <p>- 図省略 -</p> <p>連絡用無線 消防デジタル無線(主運用波) 呼出名称 「しょうぼうながのけんあるがす1」</p>	<p>(別記)</p> <p>ヘリコプター要請手続要領</p> <p>1 消防防災ヘリコプター</p> <p>災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。</p> <p>- 図省略 -</p> <p>連絡用無線 消防用無線(県内共通波) 呼出名称 「しょうぼうながのけんあるがす1」</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (新機体導入に伴う修正)</p>																																																																																																									

頁	新	旧	修正理由・備考
153	<p>4 広域航空消防応援等ヘリコプター</p> <p>災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。</p> <p>(1) 広域航空応援要請手順</p> <p>- 図省略 -</p> <p>(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p>ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <p>- 表省略 -</p> <p>イ 第一出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり</p> <p>- 表省略 -</p>	<p>4 広域航空消防応援ヘリコプター</p> <p>広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。</p> <p>- 図省略 -</p> <p>(1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <p>- 表省略 -</p> <p>(2) 第一出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり</p> <p>- 表省略 -</p>	<p>長野県地域防災計画にに合わせて修正（根拠規定の明確化）</p>
154	<p>6 海上保安庁ヘリコプター</p> <p>救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとする。</p> <pre> graph LR A["危機管理部 (災害対策本部)"] --> B["知事"] B --> C["海上保安庁 (第九管区海上保安本部長)"] </pre> <p>7 ドクターヘリ</p> <p>重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院ヘドクターヘリの出動を要請する。</p>	<p>(新設)</p> <p>6 ドクターヘリ</p> <p>重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院ヘドクターヘリの出動を要請する。</p>	<p>長野県地域防災計画にに合わせて修正（要請先機関の追加）</p>
158	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 派遣部隊の撤収要請</p> <p>市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、<u>文書又は口頭をもって</u>現地連絡調整者に報告するものとする。</p>	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 派遣部隊の撤収要請</p> <p>市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告するものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画にに合わせて修正（部隊の撤収要請等についても文書等で行うことが必要であることを明記）</p>
159	<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 市、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、<u>広域受援計画に基づく</u>国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。</p>	<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 市、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。</p>	<p>長野県地域防災計画にに合わせて修正（広域受援計画策定による修正）</p>
159	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。</p> <p>その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。</p> <p>その際、高規格救急車（<u>救急救命士搭乗隊</u>）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画にに合わせて修正（救急救命士搭乗隊は標準的なものであるため削除）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																													
161	<p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市は、「上小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム（DMAT）災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。</p> <p>また、必要に応じて県、隣接市町村、都市医師会等に協力を要請する。</p> <p>(ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を「<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>」等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。</p> <p>(ス) <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</u></p>	<p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市は、「上小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム（DMAT）災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。</p> <p>また、必要に応じて県、隣接市町村、都市医師会等に協力を要請する。</p> <p>(ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を「<u>広域災害・救急医療情報システム</u>」等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（正式名称に変更、DPATの派遣に関する記載の追加）</p>																																													
170	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 緊急交通路確保のための交通規制</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。</p> <p>この場合、原則として、あらかじめ定めた「<u>緊急交通路指定予定路線</u>」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。</p>	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 緊急交通路確保のための交通規制</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。</p> <p>この場合、原則として、あらかじめ定めた「<u>緊急交通路交通規制対象予定道路</u>」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（名称の統一）</p>																																													
177	<p>第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）災害発生情報</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示（緊急） 避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川種類</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>はん濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>はん濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水予報河川</td> <td>千曲川</td> <td>生田</td> <td>1.9m</td> <td>3.1m</td> <td>4.0m</td> </tr> <tr> <td>千曲川</td> <td>塩名田(佐久)</td> <td>3.0m</td> <td>3.3m</td> <td>3.9m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水位周知河川</td> <td>依田川</td> <td>依田橋</td> <td>1.8m</td> <td>3.8m</td> <td>4.4m</td> </tr> <tr> <td>神口川</td> <td>神川</td> <td>1.1m</td> <td>2.7m</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>浦野川</td> <td>浦野川</td> <td>1.3m</td> <td>1.5m</td> <td>1.9m</td> </tr> </tbody> </table>	河川種類	河川名	水位観測所	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	洪水予報河川	千曲川	生田	1.9m	3.1m	4.0m	千曲川	塩名田(佐久)	3.0m	3.3m	3.9m	水位周知河川	依田川	依田橋	1.8m	3.8m	4.4m	神口川	神川	1.1m	2.7m	3.0m	浦野川	浦野川	1.3m	1.5m	1.9m	<p>第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）災害発生情報</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難指示（緊急） 避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>依田川(依田橋観測所)</th> <th>千曲川(塩名田観測所)</th> <th>千曲川(生田水位観測所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>1.9m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>3.8m</td> <td>3.3m</td> <td>4.5m</td> </tr> </tbody> </table>		依田川(依田橋観測所)	千曲川(塩名田観測所)	千曲川(生田水位観測所)	はん濫注意水位	1.8m	3.0m	1.9m	避難判断水位	3.8m	3.3m	4.5m	<p>千曲川河川事務所による氾濫危険水位及び避難判断水位の改訂に伴う修正、河川とはん濫危険水位の追加</p>
河川種類	河川名	水位観測所	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位																																											
洪水予報河川	千曲川	生田	1.9m	3.1m	4.0m																																											
	千曲川	塩名田(佐久)	3.0m	3.3m	3.9m																																											
水位周知河川	依田川	依田橋	1.8m	3.8m	4.4m																																											
	神口川	神川	1.1m	2.7m	3.0m																																											
	浦野川	浦野川	1.3m	1.5m	1.9m																																											
	依田川(依田橋観測所)	千曲川(塩名田観測所)	千曲川(生田水位観測所)																																													
はん濫注意水位	1.8m	3.0m	1.9m																																													
避難判断水位	3.8m	3.3m	4.5m																																													
182	<p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、<u>指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。</u></p> <p><u>その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。</u></p>	<p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、<u>良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（避難所の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な事項について追加、避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえ追加）</p>																																													

頁	新	旧	修正理由・備考
185	<p>5 指定避難所の運営 (実施計画) - 中略 - シ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する</u>ものとする。</p> <p>- 中略 - タ <u>避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u> チ <u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u> ツ <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p>	<p>5 指定避難所の運営 (実施計画) - 中略 - シ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> - 中略 -</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (他県の課題を踏まえた防災基本計画の修正)</p>
187	<p>8 被災者等への的確な情報伝達 (2)実施計画 ア <u>市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u> イ <u>市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u> ウ <u>市及び県は、災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</u> エ <u>市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</u> オ <u>市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</u> カ <u>市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。</u></p>	<p>8 被災者等への的確な情報伝達 (2)実施計画 (新設) (新設) ア 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 イ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 ウ 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 エ 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (令和元年東日本台風において、在宅避難者の状況把握に時間を要したことが課題であったことを踏まえた修正)</p>
191	<p>第14節 食料品等の調達供給活動 第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2)実施計画 市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを用いて</u>近隣市町村及び県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</p>	<p>第14節 食料品等の調達供給活動 第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2)実施計画 市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
192	<p>2 食料品等の供給</p> <p>食料品・生活必需品の県への調達要請フロー</p> <p>0日 (0H)</p> <p>0.5日 (12H)</p> <p>1~2日 (24~48H)</p> <p>2~3日 (48~72H)</p>	<p>2 食料品等の供給</p> <p>食料の調達供給に関する図表</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>長野県地域防災計画に合わせて修正（令和2年度から導入された物資調達・輸送調整等支援システムにより、地方部を経由せず、災害対策本部で直接市町村からの要請を受理出来ることとなったため、対応の流れを修正）</p>
195	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 生活必需品の調達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市、県及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。</p> <p>第16節 生活必需品の調達供給活動</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 生活必需品の調達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市、県及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。</p> <p>第16節 生活必需品の調達供給活動</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
196	<p align="center">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (2)実施計画 (ア)被災者の避難状況を把握し、上田保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。 - 中略 - (ウ)被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。</p>	<p align="center">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (2)実施計画 (ア)被災者の避難状況を把握し、上田保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するものとする。 - 中略 - (ウ)被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>
197	<p>2 感染症予防対策 (2)実施計画 カ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。 また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>2 感染症予防対策 (2)実施計画 カ 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>
210	<p align="center">第24節 上水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容 (1)基本方針 復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。 なお、大規模な災害においては、他の市町村等からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。</p>	<p align="center">第24節 上水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容 (1)基本方針 復旧作業については、水道事業体が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。 なお、大規模な災害においては、他の市町村等からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (名称の統一)</p>
216	<p align="center">第28節 災害広報活動</p> <p>第1 基本方針 誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者(以下この節において「住民等」という。)の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長等から直接呼びかけを行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p>	<p align="center">第28節 災害広報活動</p> <p>第1 基本方針 誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者(以下この節において「住民等」という。)の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (住民の避難行動を促す情報発信・伝達のあり方検討会の検討を踏まえた修正)</p>
216	<p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (2)実施計画 ア 広報活動 市は、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線をはじめ、アラート(災害情報共有システム)緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ツイッターなどのソーシャルメディア、臨時災害放送局、掲示板、コミュニティー放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用して情報を多角的に発信し、災害の規模に応じた情報を提供するものとする。 また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。</p>	<p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (2)実施計画 ア 広報活動 市は、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ツイッターなどのソーシャルメディア、臨時災害放送局、掲示板、コミュニティー放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用して情報を多角的に発信し、災害の規模に応じた情報を提供するものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (住民の避難行動を促す情報発信・伝達のあり方検討会の検討を踏まえた修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
221	<p>第3 1節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、<u>ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた</u>交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、関係団体と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。</p>	<p>第3 1節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、関係団体と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>
227	<p>第3 5節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>農業農村支援センター</u>に報告するものとする。</p>	<p>第3 5節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>上田地域振興局</u>に報告するものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（組織改正に伴う修正）</p>
228	<p>第3 6節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（<u>土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画</u>）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p>	<p>第3 6節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（避難確保計画を追記）</p>
232	<p>第3 8節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、大量かつ広範な被災者のボランティアニーズが発生するため、被災地内外のボランティア関係団体を受入れて、迅速かつ的確な支援に結びつけることが求められる。</p> <p>そのため、ボランティアに期待する支援活動の量と期間について、速やかに見直しを作成し、被災者のボランティアニーズや支援の時期にあわせて、窓口の設置などボランティア関係団体の適切な受入れや被災地でのコーディネートが円滑に実施できるよう努めるものとする。</p>	<p>第3 8節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速かつ的確に対応することが求められる。</p> <p>事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（令和元年東日本台風の課題を踏まえた修正）</p>
232	<p>第2 主な活動</p> <p>1 <u>被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</u></p>	<p>第2 主な活動</p> <p>1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正（令和元年東日本台風の課題を踏まえた修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
232	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア、関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るものとする。</p> <p>また、活動時の粉じん対策の周知を行うなど、ボランティアの安全が確保されるよう防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 被災地におけるボランティアのニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。</p> <p>イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。</p> <p>ウ 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物などの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p> <p>エ ボランティアの需給状況等について、随時市災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。</p> <p>オ 市社会福祉協議会は、救援本部等を設置し、市災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、ニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災によるボランティアのニーズを積極的に把握し、ボランティア、関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 被災によるボランティアのニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。</p> <p>イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。</p> <p>ウ ボランティアの需給状況等について、随時市災害対策本部に報告するものとする。</p> <p>エ 市社会福祉協議会は、救援本部等を設置し、市災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(令和元年東日本台風の課題を踏まえた修正)</p>
232	<p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市は、災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、市社会福祉協議会においては、ボランティアセンターを設置し、ボランティアが自由に使用できるスペース(活動拠点)を確保する。また、必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑な実施を支援するものとする。</p> <p>イ 市社会福祉協議会は、市と協議の上、市センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達等の支援を行う。</p> <p>ウ 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、必要な資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。</p> <p>エ 日本赤十字社長野県支部は、市及び県災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。</p>	<p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市は、災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、市社会福祉協議会においては、ボランティアセンターを設置し、ボランティアが自由に使用できるスペース(活動拠点)を確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。</p> <p>イ 市社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。</p> <p>ウ 日本赤十字社長野県支部は、市及び県災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(令和元年東日本台風の課題を踏まえた修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
242	<p align="center">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (2) 実施計画 ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。 特に、<u>三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設について</u>は、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p>	<p align="center">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (2) 実施計画 ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。 特に、人命に関わる重要施設<u>に対して</u>は、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
243	<p>2 災害廃棄物の処理 (2) 実施計画 ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。<u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p>	<p>2 災害廃棄物の処理 (2) 実施計画 ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）</p>